令和2年5月25日

16:30

相模原市発表資料

相模原市版「学校再開ガイドライン」

及び「新しい学校生活様式」の作成について

相模原市の学校再開についての方針を定めた「学校再開ガイドライン」 及び保護者向けに再開後の学校生活について案内する「新しい学校生活 様式」を別添のとおり作成し、本日、各小学校・中学校及び義務教育学 校に配布しましたのでお知らせします。

問合せ先

(保健管理に関すること)

担当 学校保健課 電話 042-851-3106

(教育課程等に関すること)

担当 学校教育課 電話 042-769-8284

学校再開にあたって、社会全体が、長期間にわたり、新型コロナ ウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、 その上で、児童生徒の健やかな学びを保障するということとの両立 を図るために...

学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減 段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら 再開に向けての取組を進める

【感染症対策】

換気の徹底 マスクの着用

【集団感染へのリスク対応】

段階的な学校再開の具体的な取組

休業期間終了後の当面の間は、分散登校 分散登校中、1学級の人数は20人程度 長期休業期間の短縮(学校管理運営規則の改正)



分散登校や日課等、具体的な 方法は各小・中学校が検討

段階的な学校再開

段階的再開 (分散登校等)

受渡日等の設定 6/1~6/12 2週間程度

> 給食無し 1 学級 2 0 人程度 健康状態等の把握

通常登校授業 6/15~

> 給食あり 日課の工夫

長期休業期間の短縮 休業日 授業日

臨時休業期間

 $3/2 \sim 5/31$

課題の受渡・回収

家庭訪問

学校HPの活用

学校再開

青少年教育カウンセラー、SSW等との連携による児童生徒への心のケア

教育活動実施における基本となる配慮事項

保健管理に関すること

児童生徒が感染した場合の対応 教職員が感染した場合の対応 感染予防対策 (健康観察票、手洗い、清掃等の留意点)



教育活動に関すること

学校での日常生活における指導

- ・換気の徹底、マスクの着用
- ・十分な水分補給
- ・ 熱中症予防 (熱中症の恐れがある場合はマスクを外す) 学校での様々な場面における具体的な配慮等(登校前~下校) 学校給食(手洗いの徹底、座席配置の工夫により3密を避ける) 教科等における指導(様々な教育活動における留意点)

心のケア等に関すること

人権及び個人情報への配慮(外国からの帰国者、 医療従事者の家族 等への対応)

不登校等の配慮が必要な児童生徒(長期休業明けの 不登校、虐待の兆候)への対応

特別な配慮が必要な児童生徒(特別支援学級等の児童生徒)への対応

教育課程に関すること

児童生徒や教職員の負担軽減に配慮し、柔軟に教育課程を再編成

- ・6月~3月の最大授業日数及び時間数の参考提示
- ・教育課程再編成に取り組む際の参考提示
- 年間指導計画例の参考提示

学校行事については、各学校の行事を最優先し、教育委員会主催の 行事等は中止又は縮小を基本的な考え方とする。また、各学校の行 事は、教育課程のあり方と合わせて、行事のねらいを確認し、状況 に応じて縮小や中止等の判断を行う。

1 はじめに

・学校再開にあたって、社会全体が、長期間にわたり新型コロナウイルスとともに生 きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保 障するということとの両立を図るために

学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減 段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての 取組を進める

【感染症対策】

- 1 毎朝の検温と発熱や風邪症状が少しでもみられる児童生徒および教職員の自宅休養の徹底
- 2手洗いや咳エチケット(マスク等の着用)の徹底
- 3十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の指導

【集団感染へのリスク対応】

- 1【密閉】換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- 2【密集】多くの人が手の届く距離に 集まらないための場の配慮
- 3【密接】近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える
- 1 換気の徹底
- 2 通常、マスクの着用を徹底

「感染症対策」及び「集団感染へのリスク対応」を徹底し、次頁以降の教育活動を実施する

相模原市版

学校再開ガイドライン

分散登校や日課等、 具体的な方法は各小・中学校が検討

段階的な学校再開

段階的再開(分散登校等)

6/1~6/12 2週間程度

給食無し 1学級20人程度 健康状態等の把握 通常登校授業

6/15~

給食実施可能 日課の工夫

長期休業期間の短縮 休業日 授業日

家庭訪問 学校HPの活用

課題の受渡・回収

受渡日等の設定

 $3/2 \sim 5/31$

臨時休業期間

学校再開

青少年教育カウンセラー、SSW等との連携による児童生徒への心のケア

3 段階的な学校再開の具体的な取組

基本的な考え方

- ○長期に渡る休業期間終了後の登校による安全面への配慮、感染防止対策への対応 心や確認、健康状態及び学習状況の把握、個別対応等、児童生徒一人ひとりに 寄り添った、きめ細かな対応を行うため休業期間終了後の当面の間、分散登校 等による授業を実施する。
- ○1学級の人数は、ソーシャルディスタンスを踏まえ概ね20人程度とし、分散 登校方法及び日課等具体的な方法については、各小学校及び中学校において 検討する。
- ○学校再開後の授業日および長期休業期間の短縮(管理運営規則改正中)
 - 1学期 令和2年6月1日~7月31日
 - 2学期 令和2年8月24日~12月25日
 - 3学期 令和3年1月6日~3月25日
 - *休業日を授業日に変更する場合は、教育委員会に申請



次の例を参考に各校の実態に合わせて、各校長会で検討する。

地区別(登校班名簿)で、AとBに分けて2日に1回登校する。

学級を出席番号の奇数・偶数等でAとBを午前と午後に分けて毎日登校する。





4 教育活動実施における基本となる配慮事項

【保健管理に関すること】

- ○児童生徒は、「健康観察票」を用いた毎日の検温、健康観察を必ず行い、登校 後すぐに提出する。
- ○児童生徒に発熱や風邪症状が少しでもみられる場合は、自宅での休養とする。 (欠席日数に含まれない)。
- ○学校教育活動においては、密閉、密集、密接の3密状態をできる限り避け、マスクの着用、十分な換気、手洗いを徹底する。
- ○教室やトイレなど、特に児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、ス イッチなど)は、最低1日1回児童生徒下校後、教職員が消毒液で清掃を行う。
- ○教具、道具、楽器等の共用は控える。共用を避けるのが難しい物の場合は、使 用後の手洗いを徹底する。

【心のケア等に関すること】

- ○児童生徒の人権や個人情報に配慮する。
- ○特別な配慮が必要な児童生徒を支援する。

【教育活動・教育課程に関すること】

- ○学校内における日常の生活、教科等指導場面において感染症対策及び集団感染 へのリスク対応を行う。
- ○授業時数の確保するにあたり、学校行事のねらいを改めて確認し、精選するなど各校の状況に応じた教育課程を編成する。

相模原市版

5 保健管理に関すること

児童生徒が感染した場合の対応

- ○児童生徒が感染者となった場合
 - ・感染の判明した日(判明前から欠席していれば最終登校日の翌日)から、医師が治癒 を認めるまで出席停止
 - ・医師が治癒を認めた場合は、市疾病対策課が発行する「就業制限解除通知」を保護者 から学校に提出することで、通知書の就業制限解除日をもって出席停止解除
- ○児童生徒が濃厚接触者となった場合
 - ・感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、出席停止
- ○学校の対応
 - ・感染者が出た場合は、学校保健課に連絡し指示を仰ぐ。
 - ・臨時休業については、保健所と協議のうえ判断する。

教職員が感染した場合の対応

- ○教職員が感染者となった場合
 - ・感染の判明した日から、医師が治癒を認めるまで年次休暇又は傷病休暇
- ○教職員が濃厚接触者となった場合
 - ・報告を受けた校長は、その教職員に対して、自宅勤務を命ずる。 自宅勤務の期間は、新型コロナウイルス感染症であると確認された者と最後に濃 厚接触があった時から2週間が経過するまでの期間とする。
- ○学校の対応
 - ・感染者が出た場合は、学校から教職員人事課・学校保健課に連絡する。



児童生徒・教職員が 感染者となった場合 は原則として当該校 を臨時休業とする。

感染予防対策

基本的な考え方

相模原市新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインに基づき、感染症対策、 集団感染へのリスク対応を十分に行う。

○保健室での対応

マスク等を着用し、一定の距離を保って行う。

- 三密を防ぐための対応場所の区分け
- ・保健室は児童生徒の状態を把握し、判断する場所とし、長時間の滞在は避ける。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒とそれ以外の児童生徒で、空間を分けるようにする。(例:パーテーション、ビニールシート等での区切り、別室等) 児童生徒への対応
- ・発熱や風邪症状が少しでもみられる場合は、保護者連絡の上、自宅で休養させる。
- ・喘息等で咳き込む場合、保護者の確認のもとに、早退を促す。

○健康観察等

- ・学校再開後も健康観察票を継続して活用し、検温・健康観察を行う。
- ・手洗いの励行を指導するとともに、水道場で密にならないように工夫する。
- ・感染拡大予防の観点から、児童生徒が下校した後など、 最低1日1回、児童生徒下校 後に消毒を行う。

○配付物品について

ビニールシート、フェイスシールド(各学校2枚)、手指消毒液(詰替用5L×各学校1本)、清拭消毒液(18L×各学校1本)、ペーパータオル(1箱(200枚入)×各学校10箱)、グローブ(1箱(100枚入)×各学校10箱)、非接触体温計(各学校1本)は、学校保健課で購入手続き中のため、納品後、各学校へ配布予定。

非接触型体温計については、納品されるまでは、避難所用の非接触型体温計を各学校で使用。

6 心のケア等に関すること

人権及び個人情報への配慮

基本的な考え方

- ・児童生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に 応じた指導を行い、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにする など、児童生徒等の人権に十分配慮する。
- ・外国から帰国した児童生徒、感染が確認された方の治療にあたっている病院に勤務している方の児童生徒等に対し、スクールカウンセラー等を有効に活用する等、組織として心のケアを適切に行うとともに、保護者と綿密に情報共有を図るなど格別の配慮を行う。
- ・児童生徒、保護者等、身近なところで感染が発生した時には、関係機関と連携を図り、 組織的かつ適切に対応する。また、個人情報の取扱いには十分留意する。
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応については、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則った組織的な対応を適切に行う。
- ○心理的なストレスや不安を訴えている児童生徒を把握した場合は、早急に保護者・ 関係機関と連携し、直接本人の状況を確認する。
- ○学級担任が抱えることなく、職員間で情報共有して当該児童生徒への支援を図る。
- ○教職員が正しい情報(下記資料参照)を基に自らの人権感覚に支えられた想像力を積極的に働かせ、偏見や差別、いじめを生み出さないようにする。
- ○教職員自らが人権に配慮した言動をとるよう十分配慮するとともに、児童生徒が互 いの人権に配慮した言動をとることができるよう指導する。

資料例 資料 新型コロナウイルス感染症の予防~子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して~(文部科学省)

資料 新型コロナウイルスに対する学校でのメンタルヘルス支援パッケージ(日本児童青少年精神科・診療所連絡協議会監修)

資料 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!(日本赤十字社)

不登校等の配慮が必要な児童生徒

基本的な考え方

- ・不登校児童生徒等の特別な配慮が必要な児童生徒については、長期休み明けに自死等のリスクの高い状況にあるため、本人・保護者と相談の上、必要な感染症対策を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。
- ・児童生徒の状況把握に際し、心身の健康状態及び虐待の兆候等、心配な点がある場合は、速やかに学校教育課人権・児童生徒指導班、青少年相談センター、子育て支援センター等関係機関にご相談ください。
- ○新年度になってから本人と会えていない場合には、電話・手紙等で本人の現状を把握し、今後 学校とどのようにつながるかの手立てを本人・保護者と相談する。
- ○必要な感染症対策を行ったうえで、放課後登校やポスティングするなどの個別支援で、学校との繋がりが保てるようにし、児童生徒の心のケア等に配慮する。
- ○長期休業明けに注意したい児童生徒の姿チェックリスト

学習課題が終わっていないことが苦になり登校をためらう児童生徒 新しい環境や人間関係に戸惑いを感じたり、過剰に適応しようとしたりする児童生徒 見通しが立たないことや新規場面への適応に不安が強い児童生徒 睡眠がとれなかったり、食欲不振になったりして心身に著しく変化が見られる児童生徒 傷・あざがあったり、清潔感がなくなったりし、家庭環境に著しく変化が見られる児童生徒

このような場合は、登校刺激が強くなると追い詰められ自死に繋がる可能性もあるため、児童 生徒本人の様子を細かく観察すると共に、保護者と連絡を取り合い、早期の段階で、青少年教 育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

特別な配慮が必要な児童生徒

基本的な考え方

特別支援学級や通級指導教室、基礎疾患を有するなど、特別な配慮が必要な児童生徒については、本人・保護者と相談の上、必要な感染症対策を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。

- ○個別学習時における支援体制や通常の学級への交流及び共同学習など、感染症対 策を含めて、個別の指導計画等精査や見直しを行う。
- ○マスクの着用や手洗い、咳エチケット等については、本人の特性から難しさが生じる場合も想定されるが、その特性を理解した上で、イラスト等を活用した視覚提示やバンダナ等での代替、パーテーション等による環境調整など、本人・保護者と相談の上、個に応じた支援を行う。
- ○医療的ケア児や糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患を有する児童生徒については、感染リスクの高い場所での学習を避けるなど、その対応について主治医や保護者等と必ず相談する。
- ○家庭学習支援に関する留意事項については、5月12日付 通知の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中 における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意 事項について(依頼)」等を参考にする。

相模原市版

学校再開ガイドライン

7教育活動に関すること

日常の生活場面



基本的な考え方

学校における感染及びその拡大のリスクを可能 な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を 開始し、その評価をしながら取組を進めていく。

日常の生活における指導

- ・換気の徹底、通常マスクの着用(児童生徒・教職員)
- ・十分な水分補給(水筒の持参等)
- ・熱中症予防(熱中症の恐れがある場合はマスクを外す)

○登校前

- ・毎日、保護者による検温及び風邪症状の確認を行い、健康観察票に記入させる。発熱や風邪症状が少しでもみられる場合は登校させず、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合は、帰国者・接触者相談センターやかかりつけの医療機関に必ず相談するよう指導する。
- ・喘息等の基礎疾患のある児童生徒は主治医に相談し、個別に登校の判断をする。

○登下校

・集団登下校は、児童生徒は1列で、間隔をおよそ1メートル程度空け、できるだけ話さずに歩く。集合時間に幅を持たせることにより、集合場所、交差点、校門等での密集状態を避ける。

○登校後

- ・健康観察票を持ってこなかった児童生徒については、速やかに検温や健康観察等を行う。
- ・石鹸で手洗いをしてから教室に入るように指導する。

○休み時間

- ・授業中に引き続き、2方向の窓を同時に開けて換気する。(エアコン使用時であっても換気する)
- ・接触を避け、ソーシャルディスタンスを保つ。
- ・過度な接触や密集を避け、トイレや屋外から戻ってきた児童生徒は、教室に入る前に手洗いを徹底する。

○清掃

- ・水道場やトイレ等、衛生面での注意が必要な場所の清掃は、当面の間児童生徒は行わない。
- ・マスクの着用、十分な換気をし、清掃後は石鹸での手洗いを徹底する。

学校給食

基本的な考え方

給食を提供する際には、特に手洗いの徹底を図るとともに、配膳の過程での感染防止に努め、食べる際には机を向かい合わせにしないなど、座席の配置の工夫をして、3つの密を避けるようにする。

○準備

- ・「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- ・体調が悪い場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・マスク及び白衣・エプロン等を着用させ、白衣等の貸し借りはしない。
- ・石鹸での手洗いを徹底させる。
- ・配膳台、机を丁寧に拭くなど、衛生面に配慮する。

○昼食

- ・給食当番はもとより、児童生徒等が食事の前の手洗いを徹底する。
- ・2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気する。
- ・感染予防のため、1度配膳したものは食缶に戻さない。
- ・配膳後、「いただきます。」をしてからマスクを外す。
- ・机は寄せずになるべく離した状態で全員が同じ方向を向き、会話は控え静かに食べさせる。
- ・食事中は立ち歩かない。おかわりをするときは、教職員が盛り付けを行う。
- ・食べ終わりしだいマスクを着用させる。
- ・食事中に外したマスクは、清潔に保てるよう配慮する。

〇片付け

- ・牛乳パックの開封、洗浄は行わない。
- ・給食後の手洗いを徹底する。
- ・配膳台、机を丁寧に拭くなど、衛生面に配慮する。







教科等における指導

基本的な考え方

・本ガイドラインの「教育活動実施における基本的な配慮事項」に基づき、必要な 感染症対策を行い、集団感染へのリスク対応を十分に行ったうえで、各教科等の 指導にあたる。

指導場面	具体的な配慮事項・対応策
話し合い活動や発表	・密集して長時間活動するグループ活動は行わない。 🔭 📜
運動	・児童生徒の間に十分な距離をとり、マスクを外します。
交流活動	・高齢者や乳幼児、福祉施設の方等との交流は避ける。
用具の共用	・道具や器具、各種機器の清掃・消毒を行う。教具、道具、楽器等の共用は可能な限り控える。共用を避けるのが難しい物の場合は、使用前後の手洗いを徹底する。 (例:実験道具、制作用工具、運動用具、楽器、調理器具)
身体接触が多い活動	・密集する活動や近くで向かい合ったり、身体接触があったりする運動 は、必要に応じて単元の入れ替えを行う。 ・握手などの身体接触の多い活動は、行わない。
調理実習	・指導計画の順序を変更し、2学期以降の実施とする。

8 教育課程に関すること

基本的な考え方

- ・学校再開において柔軟な教育課程の編成を行うために、学習内容や、身に付けるべき資質・能力を適切に把握し、指導事項を精選し、効率的かつ効果的に指導を行うための計画を立案する。
- ・計画の立案に際しては、各学年の各教科等において、学習指導要領が掲げるねらいを達成する ことができるように留意する。
- ・全ての児童生徒の学習意欲の維持・向上に最大限留意する。
- ・地域の特性、児童の実態、教職員の働き方改革等の実情を踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽 減に配慮し、柔軟に教育課程の再編成に取り組む。
- ・休業日を授業日に変更する場合は、教育委員会に申請する。

○小学校 <最大授業日数及び授業時間数(週あたり29時間)>

学期 (授業日数)	授業期間	給食実施期間	モジュール学習	総授業時間数
1 学期 (4 3 日間)	6/1 ~ 7/31	6/15 ~ 7/29	7時間(21回)	2 3 4 時間
2 学期 (8 6 日間)	8/24 ~ 12/25	9/1 ~ 12/22	16時間(48回)	5 0 4 時間
3 学期 (5 2 or 5 4 日間)	1/6~3/25	1/8~3/22	9 時間(2 7回)	3/19卒業式 299時間 3/23卒業式 311時間
【年間授業時数の中に含めるもの】			年間授業時数	3/19卒業式 1 0 3 7 時間 3/23卒業式 1 0 4 9 時間

·各教科等

・学校行事、児童会活動、クラブ活動(各校で設定)

〇中学校 < 最大授業日数及び授業時間数(3学年 週あたり30時間授業(毎日6コマ))>

学期 (授業日数)	授業期間	給食実施期間	モジュール学習	総授業時間数
1 学期 (4 3 日間)	6/1 ~ 7/31	6/15 ~ 7/29	8 時間(40回)	2 3 6 時間
2 学期(86日間)	8/24 ~ 12/25	9/1 ~ 12/22	16時間(80回)	5 3 2 時間
3学期(45日間)	1/6~3/25	1/8 ~ 3/22	8 時間 (40回)	3/12卒業式 2 7 8 時間
			年間授業時数	3/12卒業式1046時間

【年間授業時数の中に含めるもの】

- ·各教科等
- ·学校行事、生徒会活動

9 学校行事等に関すること

基本的な考え方

- ・各学校の行事を優先し、教育委員会主催等の行事及び所管事業に関しては極力中止又は縮小とする。
- ・各学校の教育課程のあり方と合わせて、行事のねらいを改めて確認し、状況に応じて縮小、延期また は中止の判断を行う。

教科·活動等	対応
修学旅行	1学期終了日以降への延期
若あゆ・やませみ	9月1日以降への延期
市内めぐり	中止
演劇·音楽鑑賞会	中止
水泳学習(プール使用)	中止
各種健診(校医診断を含む)	学校再開の状況を踏まえ、学校保健課から別途通知する
発育測定等	学校再開の状況を踏まえ、学校保健課から別途通知する
引き渡し訓練	市内一斉は中止。方法及び時期については各中学校区で判断
学力·学習状況調査	文部科学省より中止の判断
体力·運動能力運動習慣等調 査	スポーツ庁より中止の判断
学びの調査(小5)	各学校の希望により、6月15日から2種間程度の幅を持たせて実施。詳細は同日付で別途通知。(前年度未履修内容については、採点に含まないことで確認済み)
中学校補習(Jサプリ)	第1期(8月24日まで)中止。実施詳細等は後日通知
小学校補習	2 学期から実施。同日付で対象校に別途通知。
小中一貫の日	年度内3回全て中止(5月末・8月末・1月末) 推進協議会は中学校区で時期を検討し、実施

教科·活動等	対応
生活習慣改善出前講座	中止
学校体育施設開放	市が指定する日まで中止(別途通知)
さがみ風っ子文化祭	中止
連合運動会	中止
スケート教室	中止
スタートカリキュラム	手洗い、3密を避ける、マスク着用等の上、実施。 または縮小・中止を判断
幼·保·小連携地区代表 者会議	連携地区で判断
授業参観·懇談会	参観場所、内容等を精査し、実施の有無を判断
PTA総会等行事	文書による方法等を検討し、実施の有無を判断
PTA委員等選出	文書による方法等を検討し、実施の有無を判断
遠足·社会科見学	目的地・輸送形態を検討し、実施の有無を判断
運動会·体育祭	健康や体力低下に配慮の上、内容を精査するとともに、 保護者の参観・待機場所を検討し実施を判断
職場体験	中止
集会等	内容や実施方法を精査して、実施を判断
部活動	当面の間実施しない。再開は、学校と協議。

10 教職員に関すること

- ・教職員の服務は、学校再開に合わせて通常の勤務とする。
- ・妊娠中の教職員については、医師等の指導に基づき、女性教職員が指導事項を守る ことができるようにするため、作業の制限や出勤の制限等の措置を講じる。
- ・通勤時の公共交通に不安がある教職員については、通勤手段を変更することや、勤 務の割振り変更(ズレ勤)によって柔軟に対応する ものとする。

11 部活動に関すること

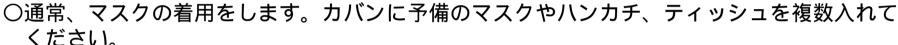
- ・今後の感染状況及び県内他市の状況等を踏まえ、県教育委員会のガイドライン、神奈川県中学校体育連盟、神奈川県中学校文化連盟、相模原市中学校体育連盟の動向を注視しながら、部活動再開について学校と連携、協議を行う。
- ・生徒への安全配慮および健康状態を把握する必要があることから、学校再開後当面 の間、部活動は実施しない。開始時期については引き続き学校と協議を行う。

12 児童クラブに関すること

・分散登校中は、児童クラブを午前8時から開所し、児童クラブ職員で対応すること としているが、開所にあたっては、密集を避けるため、学校施設の活用等を相談す るなど、柔軟な対応を学校に依頼する。

保護者の皆様へのお願い

- ○「健康観察票」を用いたお子さまの毎日の検温、健康観察を必ず行い、 学校に持たせてください。登校後すぐに提出します。
- ○発熱や風邪症状が少しでもみられる場合は、自宅での休養となります。 登校はできません。(欠席扱いとはなりません)
- ○登校後、発熱や風邪症状が少しでもみられた場合は下校となりますので、 直ぐにお迎えをお願いします。





お子さまが感染したら

- ○感染の判明した日(判明前から欠席していれば最終登校日の翌日)から、 医師が治癒を認めるまで出席停止となります。
- ○検査結果が分かったその日のうちに学校へ連絡してください。
- ○医師が治癒を認めた場合は、市疾病対策課が発行する「就業制限解除通知」を保護者から 学校に提出してください。通知書の就業制限解除日をもって出席停止解除となります。

お子さまが濃厚接触者になったら

○感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、出席停止となります。

児童生徒・教職員が感染者となった場合は、**当該学校の臨時休業の必要性について、** 市保健所と相談の上、判断します。







1日の大まかな流れ

学校では

- ・児童生徒の健康、安全のために、感染防止の対策(身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い)を指導します。
- ・教職員もマスクを着用し、児童生徒が対面にならない机 の配置・授業形態を工夫し、指導を行います。
- ・児童生徒が下校後、ドアノブ、手すり、スイッチ等を消 毒します。









○登下校

・集団登下校は間隔を十分に取り、できるだけ話さずに歩きましょう。 集合場所、交差点、校門等での密集状態を避けましょう。

○登校後

- ・家庭で検温、記入した健康観察票をもとに健康観察等を行います。
- ・石鹸で手洗いをしてから教室に入ります。

○休み時間

- ・過度な接触や密集を避け、ソーシャルディスタンスを保つようにします。
- ・トイレや屋外から戻ってきたら、教室に入る前に手洗いを徹底します。

○清掃

- ・水道場やトイレ等、衛生面での注意が必要な場所の清掃は、当面の間、教職員が 行います。
- ・十分な換気をし、清掃後は石鹸での手洗いを徹底します。







学校給食について

- ~ 3 つの密を避けましょう~
- ・給食の際には、特に手洗いを徹底します。
- ・配膳の過程での感染防止に努めます。
- ・食べる際には机を向かい合わせにしないなど、座席の配置の工夫をします。

○準備について

- ・体調が悪い場合は、給食当番を交代します。
- ・マスク及び白衣・エプロン等を着用し、白衣等の貸し借りはしません。
- ・石鹸での手洗いを徹底し、配膳台や机を丁寧に拭くなど、衛生面に配慮 します。

○食事中について

- ・食事の前の手洗いを徹底します。
- ・配膳後、「いただきます」をしてからマスクを外します。
- ・机は寄せずになるべく離した状態で同じ方向を向き、会話は控え、静かに食べます。
- ・食事中は立ち歩きません。おかわりをするときは、教職員が盛り付けを行います。
- ・食べ終わりしだい、マスクを着用します。

○片付けについて

- ・牛乳パックの開封や洗浄は行いません。
- ・給食後の手洗いを徹底し、配膳台や机を丁寧に拭くなど、 衛生面に配慮します。



心のケア等について



- ・新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮し、心のケアを適切に行います。
- ・特別支援学級や通級指導教室、基礎疾患を有するなど、特別な配慮が必要な児童生徒については、本人・保護者と相談の上、必要な感染症対策を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

家庭でも、いつもと違うお子さまの言動に配慮をお願いします。お子さまの様子が気になるときは、すぐに学校へ相談してください。



教科等における指導について

指導場面	具体的な配慮事項・対応策
話し合い活動や発表	・密集して長時間活動するグループ活動は行いません。
運動	・児童生徒の間に十分な距離をとり、マスクを外します。
用具の共用	・道具や器具、各種機器の清掃・消毒を行います。教具、道具、楽器等の共用は可能な限り控えます。共用を避けるのが難しい物の場合は、使用前後の手洗いを徹底します。 (例:実験道具、制作用工具、運動用具、楽器、調理器具等)
身体接触が多い活動	・密集する活動や近くで向かい合ったり、身体接触があったりする運動は、必要 に応じて単元の入れ替えを行います。